

川北町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、地球温暖化防止をはじめとする環境保全対策の一環として、住宅用太陽光発電システム及び住宅用定置型リチウムイオン蓄電池システム（以下「システム等」という。）の設置に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関する取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 住宅用太陽光発電システム 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連係し、太陽電池の最大出力（当該システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計）が十キロワット未満の新品の発電設備であり、電力会社と電力受給契約を締結するものをいう。
- 二 住宅用定置型リチウムイオン蓄電池システム 電力を充放電できる蓄電池及び電力変換装置で構成される新品の設備で、電力を供給するために設置するものをいう。

(補助金の交付対象)

第三条 補助金の交付対象者は町税を完納している者で、自ら居住する町内の住宅にシステム等を設置する者又は、建売住宅供給者から自ら居住するためにシステム等付き住宅を購入する者（以下「設置者」という。）に限る。したがって、事務所や店舗など営業用建築物へのシステム等の設置並びに法人が設置する場合は対象外とする。

(補助金額等)

第四条 補助金の額は、別表により算定した額とする。

(交付申請)

第五条 補助金の交付を受けようとする者は、川北町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付申請書(様式第一号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第六条 町長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付決定通知書(様式第二号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第七条 設置者は、補助金の交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容の変更又は中止若しくは廃止の必要が生じたときは、(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第三号)(以下、「承認申請書」という。)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更交付決定)

第八条 町長は、設置者から前条による承認申請書の提出があつたときは、審査の上適否を決定し、その旨設置者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第九条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 不正の手段により補助金を受けたとき。
- 二 補助金交付の条件に違反したとき。
- 三 その他補助金の使途が不相当と認められるとき。

(実績報告)

第十条 設置者は、補助事業が完了したときは、川北町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金実績報告書(様式第四号)により、補助事業が完了した日から三十日以内又は交付決定通知を受けた翌年度の四月二十日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

ただし、当該年度の補助対象工事は三月三十一日までに完成した工事とする。

(補助金の額の確定)

第十一条 町長は、設置者から前条による実績報告書の提出があったときは、審査の上補助金交付額を確定し、その旨設置者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第十二条 前条による補助金交付額の確定通知を受けた設置者は、速やかに川北町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金請求書(様式第六号)を町長に提出しなければならない。

(その他)

第十三条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 川北町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱(平成二十二年四月一日告示第八号)は、廃止する。

別表（第四条関係）

補助金額	設備の種類
<p>一kw当たり五万円 （単位はkwとし、小数点以下三桁目を四捨五入する。 ただし、四kwを上限とする。） 補助単価に出力規模を乗じた額（千円未満切捨て）</p>	<p>住宅用太陽光発電システム</p>
<p>一住宅当たり一システム十万円</p>	<p>住宅用定置型リチウムイオン蓄電池システム</p>

